参考資料３

ISO/COPOLCO 各 WG 対応案件及び ISO 提案済み案件の進捗状況について
＜2008 年９月末現在＞

ISO/COPOLCO 国内委員会事務局

＜※前回資料からの変更・追加箇所を網掛けで示しています。＞

１. COPOLCO 内設置 WG 一覧:

－議長グループ（議長が指名したメンバーで構成。JISCもメンバー。）

－グローバル市場における消費者保護 WG

－製品安全 WG

－優先課題 WG

－消費者参加 WG

－ISO/IEC ガイド 37 検討 WG

－トレーニング G

２. WG 別進捗状況報告:

グローバル市場における消費者保護 WG（以下、GMWG）

◆電子商取引（E コマース）

カナダが OECD 消費者保護ガイドの内容を考慮に入れた新業務項目提案（以下、NWIP）を次回 2007 年総会の検討用に作成

－2007 年 4 月末：総会用資料として NWIP 案提出

－同 5 月：事務総長提出に向けて、総会及び個別会合時コメントの反映版作成指示
（サルバドール総会決議 5/2007）

－同 9 月：TMB 会議において、関係者へのさらなる意見照会の必要性が指摘され、
・消費者だけでなく、産業界や政府ステークホルダーに対して本規格の必要性に関する意見照会を行う必要性
・ISO/IEC Guide 72（マネジメントシステム規格の正当性及び作成に関する指針）に基づく妥当性評価の実施
を考慮すべきとの決議が採択された。

－2008 年 5 月：本 TMB 決議に基づき、TMB にて適切なアクションを検討中

◆コンプライアンス

消費者保護法に焦点を当てた妥当性調査文書の改訂版を 2007 年総会に提出

－2007 年 3 月：GMWG メンバーに NWIP 案回付（2007 年 3 月 16 日コメント締切）

－同 4 月末：総会用資料として NWIP 改訂案提出

－同 5 月：提案が承認され、COPOLCO 事務局に対し事務総長に提出要請
（サルバドール総会決議 4/2007）

－同 9 月：TMB 会議において、本件はマネジメントシステム規格であることが改めて指摘され、

ISO/IEC Guide 72（マネジメントシステム規格の正当性及び作成に関する指針）に基づき、（こうした規格作成の）正当性評価をするように決議された。

－2008 年 5 月：ISO/IEC Guide 72 に基づく妥当性評価文書の作成を検討中

◆ネットワークサービス課金

－2007 年 1 月：ISO 理事会及び TMB の承認を得て、TMB 事務局から全 ISO メンバーに NWIP 投票回付

－同 4 月 20 日：NWIP 投票締め切り（JISC は棄権投票）

－同 5 月：総会時に本件の NWIP が承認されたが、幹事国が決まらない旨の報告

－同 6 月：TMB 会議にて 9 月までに本件の幹事国立候補がなければ廃案とする旨決定

－同 9 月：幹事国引き受け候補が出たことから廃案とはせずに調整待ち

－2008 年 2 月：TMB 会議にて、本件の Project Committee（PC）幹事国をイスラエルが引き受け、韓国からの議長（Prof. Song-Vo-kyung）就任が決定

－同 10 月：PC 239（ネットワークサービス課金）第 1 回会合開催予定（22-23 日／イスラエル）

◆消費者用製品のリコールに関するガイダンス規格

－2007 年 2 月：ISO 技術管理評議会（以下、TMB）会議にて検討し、全 ISO メンバーへの NWIP 投票を決定

－同 3 月：NWIP 回付（2007 年 6 月 19 日投票締切）

－同 6 月：NWIP 投票締め切り

－同 9 月：NWIP 承認、PC 幹事国の調整待ち

－2008 年 1 月：本件を担当する PC 幹事国がマレーシアに決定。議長は韓国。

◆エネルギーサービスの評価及び改善のためのガイダンス文書の作成（NWIP）

－2008 年 5 月：CI（Consumer International：国際消費者機構）より本テーマ文書作成についての提案が出され、COPOLCO としての承認が求められ、総会にて、国際規格として提案することが承認された。（ソウル総会決議 4/2008）

◆消費者の購入保証に関する規格策定提案

－2008 年 5 月：本テーマについて、同 WG 内での検討が提案され、さらに現状調査を進めることとなった。

◆社会的責任

【ISO 26000（社会的責任） → TMB 直下の SR WG が対応】

－2007 年 1 月 29 日～2 月 2 日：ISO/TMB/WG SR 第 4 回シドニー総会開催

－同 7 月：第三次作業文書（WD3）回付

－同 11 月：ISO/TMB/WG on SR 第 5 回ウィーン総会開催
⇒統合ドラフトタスクフォース（IDTF）設立
－2008 年 3 月：WD4 へのコメント照会
－同 9 月：ISO/TMB/WG on SR 第 6 回サンチャゴ総会開催。その後、CD 文書へのコメント照会を予定
※ISO 26000 としての発行は、2010 年末頃を予定（現時点予定）。
※CD 文書以降のコメントについては、従来のステークホルダー別エキスパートによるコメント提出ではなく、各国の国内委員会での審議に基づいた形でのコメント提出を行う方向。

◆顧客満足関連規格

【ISO 10001、10002、10003 → ISO/TC 176（品質管理及び品質保証）/SC 3（支援技術）WG12 及び 13 が対応】
－2006 年 7 月：ISO 10001（品質マネジメント－顧客満足－行動規範に関する指針）及び 10003（品質マネジメント－顧客満足－外部顧客紛争解決システムに関する指針）の国際規格原案（以下、DIS）を回付
－同 12 月：DIS へのコメント及び投票締め切り、DIS 文書承認
－2007 年 2 月 26 日～2 月 28 日：ISO/TC 176/SC 3/WG 12、13 東京会議開催
－同 9 月：ISO/FDIS 10001 及び 10003 回付（投票締切：同 11 月 10 日）
－同 11 月：ISO 10001 及び ISO 10003 規格発行
※ISO 10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情処理の指針）については、2004 年 7 月に ISO 規格発行、2005 年 6 月に JIS Q 10002 を制定済み。
※ISO 10001 及び ISO 10003 については、現在 JIS 化作業中。
※参考：電子商取引規格は、グローバル市場における消費者保護 WG において ISO 10004、つまり顧客満足規格シリーズの一環としての作成が提案された（第 29 回サルバドール総会）。

製品安全 WG

◆規格内の記載に関する論理的根拠の付記

－2006 年 5 月：両事項に関する妥当性評価文書提出、その後 NWIP 作成
－同 8 月：理事会案件として各国に NWIP 回付
－同 9 月：理事会からの承認を得て、TMB に付託
－2007 年 2 月：TMB 会議にて検討し、規格内の記載に関する論理的根拠の付記を行う提案については、要求事項にはすべきでないと決定
－同 5 月：TMB 会議で否決された本件につき、下記の内容を盛り込む形で提案の改訂を検討する旨を決定（サルバドール総会決議 13/2007）
－強制的に論理的根拠の記載を求めるものではない
－論理的根拠の利用定義を明確化し、論理的根拠を規格に盛り込まないことによるマイナス面を具体的に提示
－2008 年 5 月：規格に論理的根拠を含めるためのコスト及びその記載を行うことによる恩恵に関する情報を充分に確保できないことから、特段の進捗はない状態。ソウル総会では

WG 個別会合で本件の検討が行われ、ガイダンスレベルで対応できないものか、さらには、可能であれば、合理的な基準を付記する基準や、そうしたことを付記しない場合の手間（時間、費用）を明確にして、TMB に検討を求めることとした。

◆ガイダンス規格（消費者用製品の安全に関する供給者のための実践的ガイダンス規格）

－2006 年 5 月：両事項に関する妥当性評価文書提出、その後 NWIP 作成

－同 8 月：理事会案件として各国に NWIP 回付

－同 9 月：理事会からの承認を得て、TMB に付託

－2007 年 2 月：TMB 会議にて検討し、ガイドライン規格につき、全 ISO メンバーへの NWIP 投票を決定。規格内の記載に関する論理的根拠の付記を行う提案については、要求事項にはすべきでないと決定

－同 3 月：ガイドライン規格（消費者安全に関する供給者のための実践的ガイド）に関する NWIP 回付（2007 年 6 月 12 日投票締切）

－同 5 月：本ガイダンス文書の今後の動向をモニターすることを決議

－同 6 月：NWIP 投票締め切り

－同 9 月：NWIP 承認、幹事国調整待ち

－2008 年 1 月：本件を担当する PC 幹事国につき、スペインが引き受けの意向を示している。スペインは製品リコールと併せて本件を担当したい意向のため、同じく製品リコールの幹事国引き受けの意向を示しているマレーシアとの協議。なお、最終的に製品リコール PC はマレーシアが幹事国。スペインは本件から降りたと予測される。

－2008 年 4 月：同案件を担当する PC 幹事国にカナダが引き受けの意向表明。今後規格作成に着手予定。

◆ISO/IEC ガイド 51（安全側面－安全面を規格に含めるための指針）の改訂

－2007 年 2 月：COPOLCO メンバーへの調査票回付（3 月 10 日締め切り）

－同 5 月：ガイド改訂に関する妥当性評価文書の作成を指示
（サルバドール総会決議 14/2007）

－同 10 月：製品安全 WG メンバーに妥当性評価文書案（議長グループ検討用）回付

－同 11 月：議長グループ会合用に妥当性評価文書回付

－2008 年 3 月：同妥当性評価文書を COPOLCO メンバー回付

－同 5 月：同妥当性評価文書及びメンバーコメントをソウル総会資料として回付。同総会で今後の対応に向けた判断が行われ、ガイド 51 の修正提案を COPOLCO 事務局から ISO 中央事務局に提出するよう決議が行われた。（ソウル総会決議 10/2008）

◆玩具の安全性規格の使用状況に関する調査について

－2007 年 5 月：COPOLCO メンバーに調査票回付（6 月 30 日締め切り）

◆その他特記事項

※　2007 年 5 月：共同議長（マレーシア）を選出、今後は途上国とのツイニングでの運営

※　2007 年 5 月：同 WG に下記の調査任務を課すことを決定（⇒印は 2008 年 5 月現在の状況）

・　製品に起因する怪我等に関するデータ収集システムのために必要なデータ要素を特定する役割が規格にあるかどうか

⇒本作業を継続するべきか否かについて、同 WG 内でサブグループを設置し、さらなる検討を予定。

・　家庭用水処理装置

⇒本件に関する国際規格作成の必要性を確認するための予備研究（マレーシア）に引き続き、COPOLCO　途上国グループ（DCCG）メンバーへのアンケートが実施され、本テーマに関わるガイドライン文書作成の必要性が確認された。

・　ナノテクノロジー規格開発のモニタリング

⇒ISO/IEC　における同テーマ？に関する規格作りにおいて、消費者ニーズという観点から、どのような点をインプットしていくべきかを明確にするためのサブグループを、同 WG 内に設置することが提案されている。

・　取扱い指示の適切性（組み立て、メンテナンス、使用）

⇒本件に関するサブグループを同 WG 内に設置し、取り扱い指示内容の問題点の明確化及びさらなる適切なアクションを検討中。

2008 年 7 月：COPOLCO メンバーに対して取り扱い指示の適切性に関するアンケートが行われた。

・　子ども保護製品の目的の質及び適正度

⇒進捗なし。

優先課題 WG

◆バッテリー・充電器の互換性に関する規格

－2006 年 5 月：ドイツから妥当性評価文書提出

KL 総会後ドイツと COPOLCO 事務局で新業務項目提案文書（NWIP）を作成し、理事会に提出

IEC からのエキスパート参加を要請

－同 10 月末：NWIP 完成、各国への意見照会（11 月末締め切り）

－同 11 月：IEC 内の専門委員会・分科委員会へ回付

引き続き、IEC 標準管理評議会（SMB）にて検討を行う

－2008 年 5 月：WG 会合で、KATS から国際提案の内容が紹介され、本 WG で提案をサポートすることとなった。

※参考：2008 年 6 月開催の IEC/SMB でこの提案に関するタスクフォースが設置されることとなった。

◆キーパーソン調査、キーパーソンの役割の明確化

－2006 年 11 月：キートピックにナノテクノロジーを追加

－2007 年 5 月　：キートピックにセキュリティを追加

－2007 年 11 月：キートピックにコスメティクス並びに建造物の安全性（地震及びその他災害時の建造物からの脱出）を追加、製品安全項目に、玩具の安全性及び（殺虫剤を含む）化学関連家庭用品を追加、Child related products を注視課題から緊急優先課題に移動
注視課題にコンタクトレンズケア用品を追加、Fire safety を緊急優先課題から注視課題に移動

－2008 年 5 月：建造物の安全性（地震及びその他災害時の建造物からの脱出）を製品安全項目の下で緊急優先課題に移動。

サービス WG

◆金融テンプレート：

TC 68（金融）と TC 222（個人ファイナンシャルプランニング）の JTG で対応

⇒最低必須メンバーの 5 カ国が揃わなかったことから、具体的な規格化作業を開始できない状態。次回 TC 222 会議に向けて参加促進を要請

※2006 年 6 月に各国メンバー宛に COPOLCO 事務局から再度参加要請

－2008 年 2 月：以降プロジェクトは動かず、TMB 投票の結果、TC222 がスタンバイ（休止状態）になることが決定した。

◆ツーリズム：

TC228（ツーリズム及び関連サービス）発足

－2006 年 5 月：規格の適用範囲から、宿泊及びケータリングを除外する動きに対して COPOLCO から懸念を表明する旨の決議採択

－同 6 月：TC 228 会議開催（スペイン・マドリッド）

⇒適用範囲の内容についてコンセンサス取れず、決議の策定に際して TC228 全体での投票に

－同 9 月：上記投票に際しての反対投票の依頼が COPOLCO 事務局からメンバーへ送付

－2007 年 2 月：TMB 会議において本規格の適用範囲について検討が行われ、決議にて規格の適用範囲を確認（当初の内容から変更なし）

◆ISO/IEC ガイド 76（サービスの標準化－消費者課題の記載に関する勧告）：

－2006 年 5 月：COPOLCO/DEVCO ワークショップ資料として活用

－2007 年 4 月：DIS/FDIS 文書として 4 ヶ月投票（2007 年 8 月 13 日投票締め切り）

－同年 9 月：承認

－2008 年 1 月：発行

－同 4 月頃：フランス語版発行予定。

スペイン語翻訳タスクフォースでスペイン語版の発行を検討。

－同 9 月：訂正版発行

◆セキュリティ：COPOLCO は個人のプライバシー侵害の見地から動向を注視

※サービス WG はガイド 76 の発行（2008 年 1 月）をもって解散（第 28 回 KL 総会決議）、今後サービス関連の課題はグローバル市場における消費者保護 WG に移管予定。

消費者参加 WG

◆消費者参加に関するベンチマーキング、モニタリング及びパフォーマンス指標

◆基金システムの設立

－2006 年 5 月：第一次文書回付

－　10 月：同文書改訂版回付

－2007 年 1 月：同文書再改訂版回付

－　1 月：CSC/STRAT（理事会戦略常設委員会）会議にて COPOLCO 議長より報告
2007 年 ISO 理事会（時期未定）に向けて ISO 中央事務局で本件に関するアクションプランを作成することが決定

－　4 月末：CSC/STRAT に提出したものと同様の版が総会用文書として回付。前述のアクションプランは 2007 年 9 月に開催される ISO 理事会の資料になることが予想される

－　5 月：人事異動によりコンビナ変更（カナダ→アメリカへ変更、決議 8/2007）

－　5 月：今後提示されるアクションプランに基づき、同 WG の委任事項の改訂を要請
（サルバドール総会決議 9/2007）

－　9 月：理事会資料としてアクションプランが回付、理事会にて可決される
（ISO 理事会決議 30/2007）

－　11 月：従来優先課題 WG が管理を行ってきた COPOLCO ディレクトリ（各国担当者及び消費者代表のリスト）の担当が消費者参加 WG に移管されることが決定。今後は理事会承認のアクションプランの内容に沿って消費者参画促進を検討する方向。

◆規格策定作業への消費者参加に関する国際ガイダンス

◆消費者及び公益の関与に関する国際ガイダンス

－2006 年 5 月：次回総会において妥当性評価文書提出要請

－2007 年 2 月：両文書第一次案を WG メンバー内に回付

－　4 月末：消費者及び公益の関与に関する国際ガイダンスの NWIP 案が総会用資料として回付

－　5 月：消費者及び公益関与に関する国際ガイダンスの NWIP につき、個別会合及び総会時のコメントに留意して事務総長への提出版を完成させるよう要請（サルバドール総会決議 9/2007）

－　10 月：消費者参加 WG メンバーに同 NWIP 案の修正版回付

－　11 月：NWIP 案に前置き部分（preamble）を追加して再度 WG メンバーに回付。
その後最終修正版が ISO 事務総長に提出された。今後、TMB での検討がなされる予定。

◆新プロジェクトチームの設立

本 WG の委任事項の見直しに伴い、下記のプロジェクトチームが設立された（ソウル総会決議

8/2008）

- Online Directory Project Team
- Brochure Project Team
- Key Performance Indicator Project Team
- Membership / Participation Project Team

ISO/IEC ガイド 37 検討 WG

◆ISO/IEC ガイド 37（消費者製品の使用のための説明）の改訂作業について：

・主な改訂箇所は附属書へのチェックリストの追加

－取扱説明書はどういった内容を含むべきか（附属書 A：first checklist）

－取扱説明書はどのように提示されるべきか（附属書 A：second checklist）

－規格起草者はどのような課題について記載すべきか（附属書 B：checklist）

※本改訂作業は IEC 62079（取扱説明の作成－構成，内容及び表示方法）を参照する形で行われた。

・序文には本改訂ガイド 37 を製品だけでなくサービスにどのように適用するか等についての記載を追加。

－2007 年 4 月末：ISO/IEC ガイド 37 改訂版 CD 文書が総会用資料として回付。

－同 5 月：同文書のタイトルを「消費者による製品使用の取扱説明書（Instructions for use of products by consumers）」に変更したうえで同案を承認し、①総会時のコメントを本改定案に反映、②ガイドの活用促進に際しての戦略意見書の提出を WG に要請（サルバドール総会決議 7/2007）

－2008 年 5 月：同 WG での改訂ガイド案作成終了。照会準備中。

トレーニング G

●トレーニング G の活動：

本グループは、2005 年 11 月の議長グループ会合においてメンバーを募集し、設置された。標準化活動への消費者参加に関する地域ワークショップのほか、遠隔地教育ツールの開発、トレーナー養成セミナーに関する検討を行っている。

●トレーニング G プロジェクトチーム

・プロジェクトチーム：遠隔地教育（Distance learning）

・プロジェクトチーム：消費者代表トレーニングウィーンセミナー（2007 年 4 月）

・プロジェクトチーム：トレーナー教育（Train the trainers）

●活動状況

－2006 年 5 月：

サービスの標準化に関する COPOLCO/DEVCO トレーニングセミナー開催

（KL 総会時・マレーシア）

－同年 6 月：トレーニンググループメンバー募集

－同年 8 月 31 日～9 月 1 日：

標準化活動への消費者参加に関する COPOLCO/DEVCO トレーニング地域ワークショップ

（ボツワナ・ハボローネ）開催

－2007 年 4 月：

標準化活動への消費者参加に関する COPOLCO/DEVCO トレーニング地域ワークショップ（オーストリア・ウィーン）開催

－2008 年 2 月 25 日～29 日： トレーナー養成セミナー（ガーナ・アクラ）開催

●2008 年度以降の新規項目

新たに参加する COPOLCO メンバーが、COPOLCO 活動により容易に参加できるようにするために必要な情報及びその情報の在処等に関する入門研修の実施に向けた取り組みを、COPOLCO 途上国グループ（DCCG）と共同で進める提案が行われる予定。

－2008 年 5 月：総会で、トレーニング G と DCCG が連携してこの取り組みを進めるよう決議された。（ソウル総会決議 14/2008）

3. その他の関連する活動

中古品アドホック TAG（TMB 管轄、ISO/TMB/TAG 14）

－2007 年 5 月：サルバドール総会開催に合わせて第 3 回会合を開催。

※ 同 TAG では、規格とガイドを作成予定。そのうち規格の NWIP 案は既に ISO メンバー投票済（2007 年 10 月 29 日委員会後事務局訂正）

●中古品に関する規格作成提案：

2008 年 1 月：（同年 2 月の TMB 会議資料によると）この規格作成を担当する PC について中国とカナダがツイニングで幹事国引き受けを検討しており、最終的な決定を待っている状態。

なお、IEC はこの中古品規格の提案に対し不支持の立場を取っている。

2008 年 5 月：ソウル総会にて本件に関する進捗報告が行われ、PC を立ち上げて本案件を審議することで TMB の承認が得られており、中国とカナダが共同議長、中国が幹事国を務める旨の報告があった。

COPOLCO 関連案件 PC(Project Committee)の設立等

－上記の中古品に関する規格策定を目的とした PC の設立が検討中である他、以下の PC が設立されている。

ISO/PC 239：Network Services Billing

ISO/PC 240：Product Recall

ISO/PC 243：Consumer product safety

－再生可能エネルギーに関する ISO/IEC Strategic Advisory Group について、第 1 回会合は 2008 年 5 月に開催され、第 2 回会合は、11 月 6～7 日にデュッセルドルフ（ドイツ）で開催予定。

以 上